

令和5年3月20日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

建設環境委員会

委員長 福井 崇郎

建設環境委員会審査報告書

令和5年第2回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和5年 2月20日

審査年月日 令和5年 2月28日

2. 出席者

委員 福井委員長、中村晶代副委員長、大山委員、岩下委員、倉元委員、尾島委員

執行部 増田地域振興部長、長野都市整備部長、木原まちづくり推進室参事、占部農林水産課長、宮原地域振興課長、安永都市管理課長、水上建設課長、安部行革推進係長、緒方農業政策係長、寺島水産林業政策係長、波多野観光振興係長、鈴木建設係長

◎議案第29号 福津市農林漁業体験実習館条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 施設内のサービス向上を図るための具体的な方策は。

(答弁) 使用者が限定される施設のため、利用者の方から話を聞きながら探していきたい。

(2) 主な意見

(反対) 受益者負担の原則は、市民の権利とこれを保障すべき行政との関係性を、市場原理と同様にするものである。市民の所得格差も考慮せず、負担できる人だけが施設や制度のサービスを受けることができ、負担できない人は受けられない

ということは、自治体のあるべき姿からかけ離れたものであるため、反対である。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第30号 福津市あんずの里食堂条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 使用料 12 万 1,700 円の算出根拠は。

(答弁) 人件費約 15 万円、物件費相当額 50 万円、維持補修費 20 万円、減価償却費相当額 200 万円の計約 290 万円の行政コストから算出されている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第31号 福津市産地形成促進施設条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 令和5年4月1日に施行で、令和6年4月1日から使用料が変更となるが、この1年間のうちに利用者等に説明するのか。

(答弁) 周知のためでもあるが、施設によっては最大1年前から予約ができるため、1年間の猶予期間を置いている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第32号 福津市農産物直販施設条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 使用料の値上げにあたり、維持管理コストの削減に努めるための具体的な取り組みは。

(答弁) 施設の管理者の福津市と、利用者であるふれあい広場ふくまの利用組合で、今後具体的にどういったことができるかを協議し、協力をお願いしていく。

(質疑) コストの削減ができれば、次に見直しを行う令和9年度に使用料が下がっていく可能性はあるのか。

(答弁) 経費の削減ができれば、使用料は下がっていく。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第33号 福津市魚センター・魚加工場条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 使用料は全体で年間 488 万 6,000 円ほど値上がりする。値上げ率として、1.475 倍ぐらいになるが、この理由は。

(答弁) 魚センターの駐車場の舗装に係る経費、施設の修繕費用等も含まれるのでこの金額になっている。

(質疑) この値上げに関して、現在の利用者には説明し納得済みという認識で良いか。

(答弁) 個別に説明はしていない。市民説明会等で全体的な説明を行い、広報でも周知を行なっている。正式な説明は改正額が確定してから行う。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第34号 福津市津屋崎ヨットハーバー条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 船舶上下架施設の使用料が2倍になっている理由は。

(答弁) 上下架の年間の保守委託料、上下架施設そのものをつくるときの投資金額の減価償却費相当額から算出した結果、この使用料になっている。

(質疑) 津屋崎ヨットハーバーについては、利用者からの要請があつて、説明会を開催したと聞いているが、どのような声があつたのか。また、利用者サービスの点で、十分な要望の把握と対応は図ってきたのか。

(答弁) 管理が不十分ではないか、コストがかかり過ぎているのではないかと聞いた声があつた。管理者の漁協とは、可能な限りで対応するように協議している。

(質疑) 契約を含め、経費の削減を今後検討していくのか。

(答弁) 検討は実施する。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、本委員会は議案第34号に対し、別紙のとおり付帯決議を付すことに決定した。

◎議案第35号 福津市漁港管理条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 占用の期間が10年に変更になった理由は。

(答弁) 国の法改正に伴う変更である。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、本委員会は議案第35号に対し、別紙のとおり付帯決議を付すことに決定した。

◎議案第36号 福津市まちおこしセンター条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 展示コーナーの借用単位が1日単位となったのは、1時間ごとに借りる実績がないためか。

(答弁) お見込みの通りである。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第37号 福津市津屋崎千軒民俗館条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第38号 福津市津屋崎千軒古民家条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第39号 福津市行政・観光情報ステーション条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第40号 福津市公園条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 3つの野球場の使用料がそれぞれに違うのはなぜか。

(答弁) 福岡都市圏で相互利用とスポーツ振興の協定を結んでおり、その料金体系を鑑み、稼働率等を勘案し設定している。

(質疑) 市内者と市外者をどのようにチェックし、受付や料金の支払いを行うのか。

(答弁) 市内者と市外者のチェックについては、令和6年の適用に向け、インターネット予約と自販機での支払い方法も含めて、事務協議を進めていきたいと考えている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第41号 福津市準用河川管理条例及び福津市都市計画審議会条例を改正することについて

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第42号 市道路線の認定及び変更について

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

(別紙)

議案第34号 福津市津屋崎ヨットハーバー条例を改正することについてに対する
付帯決議(案)

〔提案理由〕

小型船舶の係留等施設に係わる使用料・利用料の改定について、以下の付帯決議を
求める。

当該施設の老朽化は著しく、安全対策について利用者から市へ再三要望がなされて
きた。しかし、いまだ対策について明確な回答がなされていない。

以上の理由から、下記のとおり付帯決議を提出する。

記

1. 令和6年4月1日までに今後の施設整備計画を明確に示し、利用者、議会に説明
すること

(別紙)

議案第35号 福津市漁港管理条例を改正することについてに対する付帯決議(案)

〔提案理由〕

小型船舶の係留等施設に係わる使用料・利用料の改定について、以下の付帯決議を
求める。

当該施設の老朽化は著しく、安全対策について利用者から市へ再三要望がなされて
きた。しかし、いまだ対策について明確な回答がなされていない。

以上の理由から、下記のとおり付帯決議を提出する。

記

1. 令和6年4月1日までに今後の施設整備計画を明確に示し、利用者、議会に説明
すること